

## 令和3年関川村議会6月（第5回）定例会議会議録（第2号）

### ○議事日程

令和3年6月17日（木曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 議案第44号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第3号）
  - 第 2 陳情第 2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情
  - 第 3 発委案第2号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則
  - 第 4 発議案第1号 村長専決処分事項の指定の一部改正について
  - 第 5 議員派遣
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第44号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第3号）
  - 第 2 陳情第 2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情
  - 追加日程第1 発委案第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
  - 第 3 発委案第2号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則
  - 第 4 発議案第1号 村長専決処分事項の指定の一部改正について
  - 第 5 議員派遣
- 

### ○出席議員（10名）

1番	渡 邊 秀 雄 君	2番	近 壽 太 郎 君
3番	鈴 木 紀 夫 君	4番	伊 藤 敏 哉 君
5番	小 澤 仁 君	6番	加 藤 和 泰 君
7番	高 橋 正 之 君	8番	平 田 広 君
9番	伝 信 男 君	10番	菅 原 修 君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	角 幸 治 君

教 育 長	佐 藤 修 一 君
総務政策課長	野 本 誠 君
健康福祉課長	佐 藤 充 代 君

---

○事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷 吉 則
主 幹	渡 辺 めぐ 美

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行にご協力をお願いします。

---

日程第1、議案第44号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第3号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、議案第44号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第44号は、令和3年度関川村一般会計補正予算（第3号）でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種の予約システムに関する経費の補正を行うものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、第3号となりました一般会計補正予算でございます。

470万円を追加いたしまして、予算総額49億9,400万円とするというものでございます。

8ページをお願いいたします。

ワクチンの予約システムの関係でございますけれども、現在は村民は自ら予約手続を行わなくてもよい割当方式としておりますが、今後、ネット環境に慣れております59歳以下の皆様には、原則としてネット予約をお願いするということにしております。そのために必要な予約システムに係る経費の補正でございます。ここで必要となる予算でございますが、13節、システムの利用料ということで90万円、7月から3月までの9か月間分でございます。それから、使いやすいようにカスタマイズを行います。その経費といたしまして、12節委託料で380万円でございます。財源といたしましては、7ページ、歳入でございますが、国の補助金を活用するということにしております。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 少し補足説明させていただきたいと思っております。

A3サイズの資料を配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

表題といたしまして「64歳以下の皆さんへ」ということで、「新型コロナウイルスワクチン接種について」ということで7月1日号の広報でお知らせする予定としております。

「64歳以下の接種の順番は？」というところでございますが、①基礎疾患のある方、高齢者施設等

の従事者、60～64歳の方、この方々を優先接種対象者としております。高齢者施設等の従事者の中には、米印の2番にありますように、高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等で利用者に直接接する職員、村内保育園に勤務する者ということでございます。その次の順番といたしまして、59歳以下の方。上記①に該当しない方々が接種の対象となってまいります。

この方々のクーポン券の発送についてでございますが、6月中旬以降ということで、現在準備を進めております。

接種場所や日時についてですけれども、優先接種対象者（基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者、60～64歳の方）については、先ほど申し上げましたとおり、高齢者と同じように日時を指定して村内の2つの医院で接種をしていただきます。

2番といたしまして、59歳以下（優先接種対象者に該当しない）の方についてでございますが、予約は年齢ごとに段階的に受け付ける予定でございます。原則、インターネットからの予約となりまして、接種券が届いてから予約をお願いいたします。インターネット環境がないなど、インターネットからの予約ができない場合は、役場コールセンターで電話予約を受け付けますので、どうぞお電話していただきたいと思っております。また、予約方法、受付期間等についてのお知らせは、接種券と一緒に送付する予定でございます。

年齢ごとに段階的に受け付ける予定ということでございますが、右側のページ、新型コロナウイルスワクチン接種スケジュールということでございます。対象者の一番上、優先接種につきましては、6月の中旬から下旬ということで、6月25日から接種が始まる予定でございます。今のところ10歳刻みで予約を入れていただくように考えております。50から59歳の方については、7月上旬に接種券を発送しまして、その接種券に接種番号が入っています。インターネットで登録するときには、その接種券の番号を登録していただいて予約を進めていくということになります。混乱が生じないように、年代ごとに分けて予約を入れていただくよう考えております。

また、12歳以上15歳以下の子供たちもワクチン接種の対象になったわけですが、今回の予約はまず16歳以上が対象ということで考えております。12歳から15歳の方々につきましては、また今後検討してまいります。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

補正予算におきまして、ネット予約ということで補正予算が組まれたわけなんですけど、50歳から59歳、これは7月上旬に接種券発送ということですので、6月中にはこれを構築されるということでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） この予算を可決していただきましたら、すぐに準備にかかりたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それは6月中に完了するということでよろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 7月12日に予約が始められるように準備を進める予定にしておりますので、テストなども入れまして6月中にはシステムが構築できるようにと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。幾つかありますので、一個一個お願いします。

まず、64歳以下の対象者の総数、それから希望者数をお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 64歳以下の対象者数でございます。16歳以上64歳以下ということで、2,478人でございます。希望者数といたしましては、2,109人となっております。2月の調査時点で。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 全国的なニュース等々で、2月のアンケートでは希望しなかった方の再希望というのが増えているというニュースがございますが、村のほうの対応としてはどのように考えていますか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 65歳以上の高齢者につきましても、接種を希望しないと丸をつけた方でも実際には接種されておりますし、するかしらないか空欄で提出された方も実際には接種をされています。実際にするかしらないかはっきりとした意向を示さなかった方については、その方の状態を調べさせていただきました。こちらから電話連絡とかをしながら今準備をして、大体ほとんどの方に接種をしていただくような準備を整えているところです。

64歳以下の方については、申込数が対象者に占める割合でございますけれども、86.3%です。65歳以上の高齢者に比べますと、65歳以上の高齢者は92.2%の接種するという意向でしたので若干差があるわけなんですけれども、接種は本人の意向によって接種するものですので、今回のインターネット予約の申込みによってそれがはっきりしてくるんだとは思いますが。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） そうすると、アンケートの結果で私はしたくないですという方にも接種券は送られるということでよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 接種券は全員に送らせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） それでは、65歳以上で今まで1回目及び2回目の接種が終わられた方の中で村内から副反応が出ているという状況は、あるなしも含めて説明いただけますか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 副反応についてでございますけれども、大きな副反応の報告はありません。接種後、熱が出て受診されたという方はいらっしゃいます。件数といたしましては、診療所で今のところは、聞いているところでは2件というふうに聞いています。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今後64歳以下になると、今までの高齢者の接種方法のままでやっていたのでは、ちょっとやっぱりトラブルが起きるんじゃないか。特にやっぱり16歳、これは高校生ですね、何かそういう若い人に対する接種方法を今後考えているかどうかお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 16歳以上59歳以下については、予約の取り方はインターネットで予約を受け付けます。接種方法については、今までどおり個別接種ということで医療機関にお願いする予定にしております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 先ほどご説明がありました8ページのシステムの関係ですけれども、このシステムを構築した後、職員の対応というんでしょうか、例えば1人ないし2人が専門にそこに当たるとか、そういう体制はどのようになるんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 今現在、役場3階の会議室にコールセンターを設置しております。そのコールセンターの職員が、このインターネット予約で予約されたデータによりまして管理するという方法を取ってまいります。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） すみません、もう一つ。

伝議員の質問の続きなんですけれども、接種方法というところで、64歳以下16歳以上になると、今までのように何曜日何時でもというわけにいかない方が増えてくるかと思うんですよ。そういったところで、曜日も今までどおり月～金、佐藤医院さんに関しては土曜日やっていたけれども、そういった曜日の関係、それから、時間帯の関係も従来どおりでいくのかどうかについてお聞かせ

ください。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 時間帯につきましては、若干変更しますが、今までどおり平日の時間帯でお願いすることにしております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

日程第2、陳情第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、陳情第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。委員長にお聞きします。

普通であれば審査経過というのが出てくるはずなんですけれども、もしこの委員会の中でどういう意見が出たか、意見が出たのであれば報告願います。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） お答えいたします。

委員会におきましては、まず最初、この陳情は、毎回といいますか、過去に定期的に議会で陳情がなされまして、新潟県ではかなり、32人体制というところまで進んでおりまして、あと議会事務局から現在の県内の状況など説明がございました。願意の中身については、ここには資料はございませんけれども、先般お配りした内容で委員間で意見交換をいたしまして、全員がこの願意に賛成するという最後結果に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 普通であればこの報告書に必ず審査経過というものが入ってくるはずなんですけれども、何かこの審査経過というものは、今……、恐らく入っていないですね。何か理由はあったんですか。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） 少々お待ちください。

○議長（渡邊秀雄君） しばらく休憩します。

午前10時21分 休 憩

---

午前10時22分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） 説明させていただきます。

ただいま伝議員からは、審査経過の文面あるいは文言が提示されていないのではないかというご指摘でしたが、前回のこの陳情が出たときも同様の報告書の構成内容になっておりましたということとをまず1点目でご報告いたしますし、委員会での協議事項、後ほどまた改めてご説明いたしますけれども、4項目ございました。

少人数学級を推進すること、その際の学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を準備するため、30人以下とすることが1つ目。2つ目は、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること、これが2つ目でございます。3つ目、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。4つ目といたしまして、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することという陳情の4項目につきまして協議をいたしたところでございます。それで、最終的に各委員からこの4点については異議がないので全員一致で陳情を認めるという結果でございました。よろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

陳情第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前 10時25分 休憩

---

午前 10時26分 再開

○議長(渡邊秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

追加日程第1、発委案第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

○議長(渡邊秀雄君) 追加日程第1、発委案第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。総務厚生常任委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長(伊藤敏哉君)

発委案第3号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について  
地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。  
令和3年6月17日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会  
委員長 伊藤敏哉

関川村議会議長 渡邊秀雄様

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書  
本文は省略させていただきます。

記

1. 少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下とすること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月17日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

(意見文提出先)

内閣総理大臣	菅 義 偉 様
内閣官房長官	加 藤 勝 信 様
財務大臣	麻 生 太 郎 様
文部科学大臣	萩生田 光 一 様
総務大臣	武 田 良 太 様

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これより提案者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

次に、発委案第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより発委案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第3号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにしま

す。

---

日程第3、発委案第2号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、発委案第2号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。提出者、議会運営委員長、小澤 仁さん。

○議会運営委員長（小澤 仁君）

発委案第2号

関川村議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和3年6月17日

提出者 関川村議会運営委員会  
委員長 小澤 仁

関川村議会議長 渡邊秀雄様

提案の趣旨のご説明を行います。次のページをお開きください。

令和3年2月9日に標準町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、第2条第1項の欠席の届出事由に、議会の公務活動によりやむを得ず会議を欠席する場合等に配慮するため、公務を加えるものです。

さらに、同条第2項において、母性保護の観点から、現行の出産に係る産前の欠席期間に、多胎妊娠の場合にあっては14週間を加え、会議規則に規定するものです。

また、同じく標準町村議会会議規則の一部が改正されたことにより、第89条第1項の請願者の記載事項等について、行政手続の押印廃止が進められる中、議会への請願手続においても、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、請願者の利便性向上を図るものです。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

この会議中の公務に当たるものの例として一体何があるのかをお教え願います。

○議会運営委員長（小澤 仁君） 今発言しましたとおり、標準町村議会会議規則の凡例に倣っております。この町村会議規則は何に倣っているかと申し上げますと、上部規則からの流用でございます。県議会の会議規則、参議院の会議規則、それから衆議院の会議規則も全部これに倣っておるということでございます。なかなか町村議会の会議のところの公務活動というのは考えにくいところ

ではあるんですけども、衆議院及び参議院等々になりますと、会議以外の公務、外交ですとか海外からの国賓の対応ですとかという公務が入ってくるというところを勘案してのこういう文言になっておりますが、それが全部並びになって町村議会の標準にも下りてきておりますので、例えばこれを当村の会議規則から外す理由がないということで、公務というものをここに付け足すことの提案でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより発委案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程第4、発議案第1号 村長専決処分事項の指定の一部改正について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、発議案第1号 村長専決処分事項の指定の一部改正についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。提出者、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君）

発議案第1号

村長専決処分事項の指定の一部改正について

関川村議会会議規則第14条第1項の規定により、上記議案を提出する。

令和3年6月17日

提出者

関川村議会議員 伝 信 男

関川村議会議員 小 澤 仁

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

提案理由の説明を申し上げます。

現行の専決処分事項の指定第7項では「災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修費及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること」となっております。今般、新型コロナウイルス

ルス感染症のような突発的な事象により、応急に必要となる感染症対策予算等の補正に対応できないため、今回の改正によりこれについて対応できるようにするものとします。

条文の改正ですけれども、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。その中で、現行は「災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修費及び工事に関する歳入歳出予算の補正」となっておりますが、改正後ですけれども、災害及び突発的な「事故」が「事象」により応急に必要となる、これに「維持補修費及び工事に関する」を抜いて、歳入歳出予算の補正とすると、こういう改正案であります。

以上。

○議長（渡邊秀雄君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、この文言の変更と削除によって汎用性が高くなり、専決しやすい環境となるわけですが、専決案が乱発された場合、議会としてはどのように対応していくおつもりでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） はい。

○9番（伝 信男君） この案については時間をかけて慎重に調査、議論してまいりました。その中で、現在は、乱用がされた場合どうするかと、そういうふうなことは一切考えておりません。この条文は理事者と議会との信頼関係で成り立っている条文だと思っております。そういうことで、今回は理事者側にも我々議会の趣旨を大いに理解してもらって、この条文を乱用するとかそういうことは、私は理事者を信じておりますので、鈴木議員が言われるような乱用があった場合どうするかというのは現在のところ考えておりません。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。提出者、ご苦労さまでした。

ただいま議題となっております発議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 以前、専決処分が……

○議長（渡邊秀雄君） 最初に反対討論のほうです。よろしいですね。

○3番（鈴木紀夫君） はい。

以前、専決処分が多く処理された際、防止策として定例会期制を通年会期制に変えたというようなことがあって、今の会期制になったというふうに聞いておりますが、この通年会期制、手続の簡

略化により3日以内に会議を開催できることとなっております。3日以内に補正予算も可能ではないかと考えますし、この応急の場合には何か、また何をもって応急なのかというところ、これは解釈によって大きく変わってくると。ですので、これは具体的に文言を削除しないで、こういった解釈かというのをきちっと明記したほうがいいのかというふうに思います。

あと、事象と事故では意味合いが全く違います。示す範囲がかなり広範囲になるということで、非常に分かりづらくなると。また、先ほど発議者よりも説明がありましたが、村長と議員との信頼関係で成り立っているということですが、これをやることによって信頼関係を損なうような要因をつくるのではないかとというふうに考えます。あとまた、この文言、我々二元代表制をしいているわけですが、その在り方、議員が存在する意義、これが損なわれてくるのではないかとという危険性があると。

ですので、これをもう一回差し戻して、通年会期制を通常の定期会期制にすることも視野に入れた状態で文言をいま一度検討するほうが最善の策かと思っておりますので、私は反対の立場を取らせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。賛成の立場から討論を行います。

今ほど、鈴木議員のほうで反対の立場の討論を伺いましたが、まず通年議会制を取った理由として、専決処分の方を乱発を防ぐ内容だけではありません。議会運営において、委員会を常に開ける状態、また、議会の招集があった日から3日以内に開けるのではなくて、議会の招集があった日から3日以内に開かなければならないというところを訂正をさせていただきたいと思っております。

専決処分の内容を示した地方自治法の中には2種類ありまして、第179条の専決、それから180条の専決があります。179条の専決は、議会が開けない状態において首長が専決処分を行う。この際には報告及び議会の承認を必要とされます。今、議題となっている専決処分の第7項の件は180条の専決に当たります。この場合、承認は必要としませんが、都度、次の本会議、臨時会議もしくは定例会議において、理事者側からの報告を必要とされています。専決処分をされた際に、その報告においてきっちり質疑をし、村の最高の議決機関である議会において疑義をきっちり行うことによって、乱発というのはないんじゃないかなというふうに私は考えております。

発議者の伝議員からでは、信頼関係というふうなお話があったんですけども、理事者及び首長のほうでも、当村が通年議会をしいて、いつでも議会を開ける状態だというのはもう百も承知での行政運営をなされているはずで、その中においてこの専決事由を大幅に広げるというのは、私の中では一つの危機管理というふうに捉えております。危機管理があるところに危機はないというのが私の持っている持論でありますので、万が一の際に使えないような危機管理条項は危機管理になっていないというふうなところから、今回の改定に私は賛同させていただいたところでございます。

よって、私はこの発議案の賛成の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） ほかに討論ありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） これで討論を終わります。  
これより発議案第1号を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。  
したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5、議員派遣

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、議員派遣を議題とします。  
お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することとしたいと思います。なお、変更があった場合は議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。  
したがって、日程第5、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。  
これで散会します。  
大変ご苦労さまでした。

午前10時48分 散 会